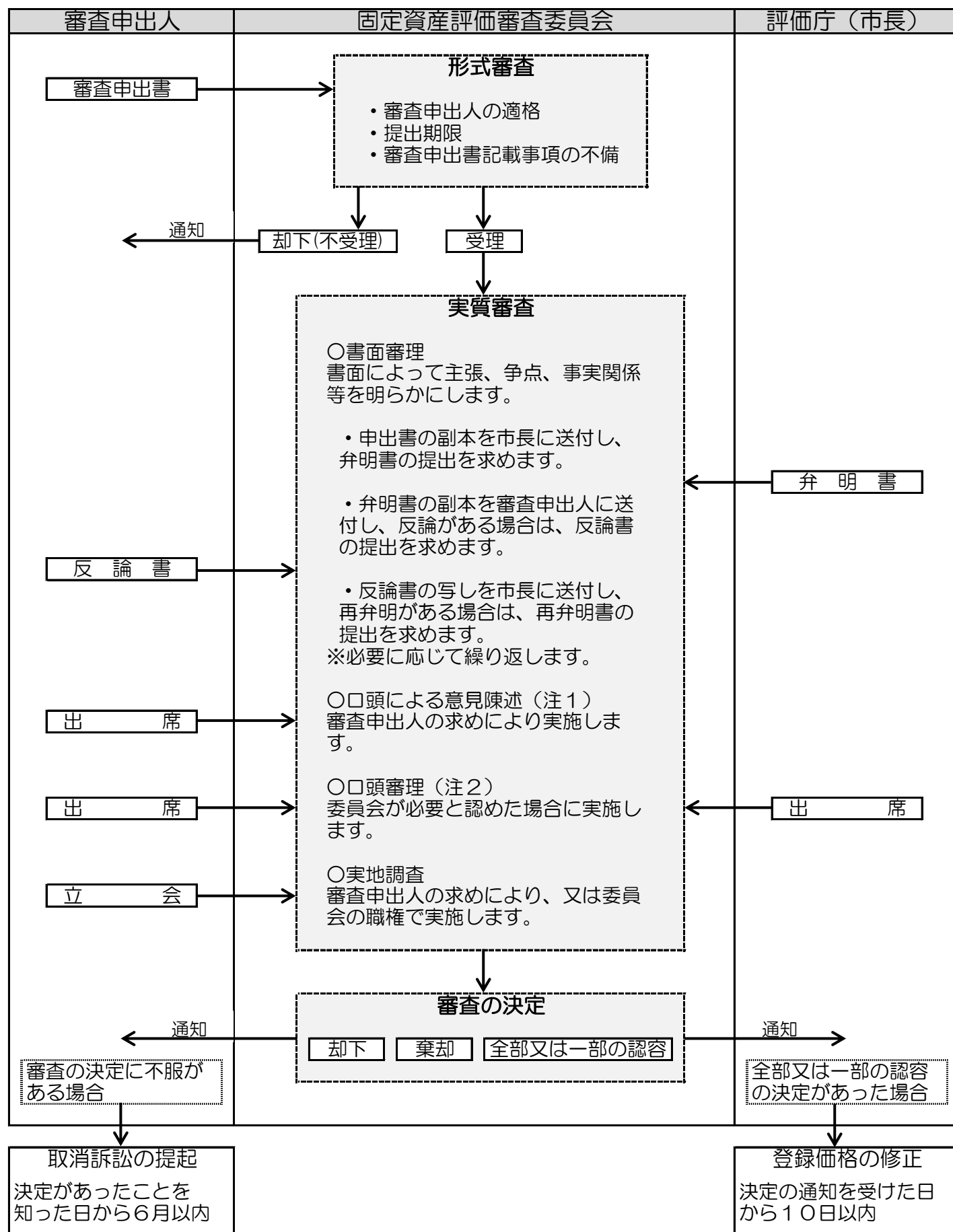


審査申出の流れ



注1 審査申出書及び反論書ではその意見陳述に不足や錯誤がある場合などに、審査申出人が委員に対して追加的または新たな内容を口頭で意見陳述することです。

注2 審査申出人及び市長の出席を求め、双方が質問、応答して争点を整理する手続きです。